

登米市ごみ指定袋広告掲載募集仕様書

登米市ごみ指定袋広告掲載要綱（平成26年4月14日施行。以下「要綱」という。）に基づき、ごみ指定袋に掲載する広告の仕様を次のとおり定める。

1. 広告の申込資格

広告の申込みは、市内に事業所、店舗等を有する法人等で、その業務内容が確な者に限り行うことができる。

2. 掲載の範囲

要綱第3条を遵守すること。

3. 掲載期間

概ね令和8年7月から令和9年6月までの販売期間（予定）

但し、流通品につき前年版が完売後の販売となる。なお、販売期間は多少前後し、一斉に広告版を販売することはできない。

また、製造済み袋や販売取扱店等に流通済みの袋は、翌年度以降も完売するまで販売する。

4. 募集枠数 2枠（申込み多数の場合は抽選）

5. 規格

(1) 燃やせるごみ指定袋（大）（様式1）本体表面 1枠の大きさ縦70mm×横250mm

(2) 広告料 1枠 150,000円（消費税込み）

(3) 作成枚数 概ね2,300,000枚（販売枚数によって変動がある。）

(4) 印刷色 1色刷り（赤色印刷）

(5) 掲載位置は抽選により決定する。

6. 広告の申込み（要綱第6条）

要綱第5条に規定する広告掲載申込書（第1号様式）により広告の原稿を添えて、市民生活部環境事業所クリーンセンターまで申し込むものとする。

原則として広告の内容やデザイン（案）は、広告主で作成すること。

〒987-0353 宮城県登米市豊里町笑沢153-22

電話 0225-76-0102 ファックス 0225-76-0103

7. 申込み期間 令和8年1月5日（月）から令和8年2月13日（金）

午前8時30分から午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

8. 広告掲載の決定（要綱第7条）

広告の掲載は、市においてデザイン及び内容等を審査したうえで決定する。

掲載を可とする広告が枠数を超えた場合には、市のごみ減量施策、環境美化推進、廃棄物の適正処理等に関連した広告掲載を優先するものとする。優先順位による決定が出来ない場合については、抽選により決定する。

希望者数が枠数に満たない場合に限り1者複数枠を認めるものとする。

9. 広告料金の納付

広告枠代金は、広告枠の契約締結後、納入通知書により納入するものとする。その納期は、次のとおりとする。

令和8年4月30日

10. その他

(1) 市は、広告の内容や広告掲載に関するすべての事項についての責任は一切負わないものとする。

広告の掲載により第三者に損害を与えた場合には、広告主の責任及び負担において解決すること。

(2) 広告掲載欄には次の文章の表示が入るものとする。

①上部に「広告」の表示

②下部に「広告内容に関する質問等に関しましては、広告主に直接お問合せ下さい。」の文章表示

(3) ごみ指定袋広告掲載予定者となった場合には、「登米市ごみ指定袋広告掲載要綱第3条別表第1」の市税納付確認のための調査同意書を提出するものとする。

(4) 次の場合、広告の掲載の決定を取り消すことがある。

なお、広告掲載の決定を取り消したときには、既に納付した広告掲載料は返還しない。

①虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。

②掲載料が指定期日までに納入されないとき。

③広告主が、広告決定後「登米市ごみ指定袋広告掲載要綱」第2条、第3条の規定に反する業種や事業者となったとき。